

Doc. 2526 Evid.

Folder 5

(84)

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doe. No. 2526

29 July 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Printed pamphlet "Regarding Adjustment of Ration Structure", compiled by Special Room of Commerce and Industry Ministry.

Date: Aug 41 Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Commerce and Industry Ministry

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Preparation for War, Economic

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Pamphlet states that ration or supply structure in wartime shall be adapted rapidly along lines which have been gradually adjusted to meet conditions since the outbreak of China Affair. Actual causes and defects in present ration control structure are listed and concrete measures to be adapted for following principal materials are suggested: iron and steel, non-ferrous metals and light metals, machinery, fibers, chemicals, and fuel.

Analyst: 2d Lt Blumhagen

Doe. No. 2526

-NV

①

Osokichi MIZUTANI

Regarding the Adjustment of the Ration Structure

Special Room of the Commerce & Industry Ministry

August 1941

1. The ration structure in the wartime shall be ameliorated rapidly on the basis of the ration structure ^{which} gradually adjusted since the outbreak of the China affair. As a matter of cause, the tightness of transportation, obstacles in communications between the center and local authorities shall be taken into consideration, and the necessary measures shall be adopted strongly in the adjustment of production, distribution, consumption, control of stock, distribution of stock, lower seated authorities, calling-in of material & compulsory purchase, beginning from the materials not under the ration structure or of which the ration structure is not complete.
2. Causes preventing the phenomenon which lacks the smoothness in supply and demands; non-concordance of supplies and allotted ration slips, black-market, hoardings, etc. etc., and among them, hereunder we will study how to remedy the incompleteness of the controlling structure of rations.
3. Actual defects in the rations controlling structure:
 - (a) Incompleteness of rations controlling structure in the class of producers who shall buy up or execute the common sale of products coming from the first producers.
 - (b) Incompleteness of the distribution organization which shall act

F 252⁶

(2)

The common purchase and common sale

(c) Incompleteness in the control structure of the class of consumers.

etc. etc

4. Concrete measures to reinforce the ration controlling structure:

5. Concrete measures to be adopted for the principal materials:

(rough draft)

a. Iron & Steel

b. Non-ferrous metals & light metals

c. Machinery

d. Fibres

e. Chemicals

f. Fuel

Reference: Goods on which the legal ticket system shall be applied. page 76

44

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

EVIDENTIARY DOCUMENT NUMBER 2526

TITLE: Printed pamphlet "Regarding Adjustment of Ration Structure",
compiled by Special Com of Commerce Industry Ministry

Table of Contents

SOURCE: Commerce and Industry Ministry

MICROFILMING

Document 2526 Source: Commerce and Industry Ministry
has been microfilmed on 28 Oct 1948 for
permanent historical record.

(None) (Part) of this document had been extracted for court use.

F. MATTISON
Files Unit
Document Division

22-7

Proj. No. 140
S. A. No. 15033
Sack No. 22
Item No. 7

極
秘

昭和十六年八月

配給機構整備ニ關スル件

#2526

商工省特別室

目

次

Ex# 2526

- 一、戰時配給機構整備ノ根本方針
- 二、物資需給不圓滑ノ現象並ニ其ノ主要ナル原因
- 三、配給統制機構及配給統制上検討ヲ要スル事項
- 四、配給統制機構及配給統制ト緊急補強スペキ具体的の方針
- 五、主要物資ニ關スル具体的の措置（未定稿）

(一) 鐵鋼關係

(二) 非鐵金屬及輕金屬關係

(三) 機械關係

(四) 織維關係

(五) 化學關係

(六) 燃料關係

六、参考（法的切符制ヲ實施スル物資）

一、戰時配給機械整備ノ根本方針

戰時ニ於ケル物資配給統制及之ガ機械ニ對スル根本方針トシテハ支那事變勃發以來整備シ來レル所ヲ基礎トシ之ガ急速ナル改善ヲ圖ルニ在ルハ勿論ナルモ戰時ニ於ケル輸送逼迫、通信網其ノ他ノ障害ニ依ル中央、地方トノ連絡ノ不完全等ヲ考慮シ物資ノ生産、配給、消費等ノ實体ノ把握、在庫管理ノ徹底、在庫ノ分散、地方下部機械ノ整備、物資ノ回収、強制買上げノ斷行等ニ付必要ナル措置ヲ執ルヲ要ス、尙今後執ルベキ措置ハ戰時必要ニ即シ急速ニ之ヲ斷行スルモノナレバ從來ノ機構ニシテ統制目的ヲ大体達シ得ルモノハ努メテ之ヲ利用シ先ツ未タ統制不完全ナルカ或ハ着手セザル部面ヨリ順時其ノ努力ヲ集中スルモノトス

以上ノ措置ヲ樽ズルニ當リ先ツ現在ノ配給統制ノ現狀ヲ檢討シ其ノ不充分ナル點ヲ究明シ之ガ對策ヲ至急措置スルヲ適當トスベシ

二、物資需給ノ不圓滑ノ現象並ニ其ノ主因ナル原因

物資需給ノ不圓滑ノ現象トシテ概ネ左ノ事項ヲ擧ゲ得ベシ

- (1) 物資割當票ト現物ノ供給トノ不一致
- (2) 同一用途ニ供セラルル各種物資間ノ配給ノ不均衡
- (3) 臨時緊急用途ニ對スル特別配給ノ期間的遷延

(2) 間取引、買溜、賣惜ノ存在

右ノ主要ナル原因ハ概不左ノ如シ

- (1) 物動計畫ノ水滲レ、綜合性ノ缺如乃至計畫決定ノ遲延
- (2) 配給統制機構及配給統制ノ不完全乃至綜合性ノ缺如
- (3) 生產ノ統制及消費ノ規正ノ不徹底
- (4) 物價統制、輸送統制、金融統制等ノ不徹底

右ノ内本項ニ於テハ主トシテ配給機構及配給統制ニ關シ檢討シ今後ノ緊急措置ヲ決定セントス

三、配給統制機構及配給統制上検討フ要スル事項

(1) 配給統制機構

配給統制機構トシテ現在ノ缺陷左ノ如シ

(1) 生産者ノ生産品ノ完成買取り及共同販賣フ行フベキ生産者段階ノ配給統制機構ノ不完全ニ特ニ軍需物資ニ關スル一般統制ト軍需直接統制トノ交錯又ヘ物動物資ヲ原料又ヘ材料トスル第二次。

第三次製品ノ新制ニ其ノ例多シ

(2) 配給機關（卸業者及小賣業者）ノ共同購入及共同販賣フ行フベキ配給者段階ノ配給統制機構ノ不完全ニ特ニ物動物資ノ府縣以下ノ下部機構及物動物資ヲ原料又ヘ材料トスル第二次、第三次製品ニ其ノ例多シ

(3) 消費者（配給物資ヲ原材料トスル生産者）ノ原材料ノ共同購入生産割當ニ即應スル各種原材料ノ割當又ヘ各消費者ノ手持原材料ノ調整ヲ行フベキ消費者段階ニ於ケル統制機構ノ不完全ニ主要事業ニ付テモ徹底セル統制フ實施シツツアルモノ甚タ少シ

(4) 生産、配給ノ統制機關ト消費者統制機關トノ綜合的取引方法ノ

設定乃至當時緊密ナル連絡保持ノ缺如乃至不完全

(5) 物資別配給機構ノ綜合性ノ缺如、統制機關ノ分立ノ弊及各物資ノ割當決定機關ノ無連絡、一物資ニ依リテハ割當ハ消費者ノ統制機關タル需要者統制團體ニ於テ行フモノアリ、配給統制機關ニ於テ行フモノアリ、其ノ査定基準區々ナル状況ナリ、ニ陷リツツアリ

(二) 配給統制

(1) 政府及配給統制機關ニ於ケル現物ヲ管理スル統制力ノ缺如

(4) 生産者ノ生産品ノ處分ニ關スル指導力ノ不足（軍需品調達關係トノ調）

(2) 商人ニ對スル配給指導力ノ不足

（軍需品調達關係トノ調）
（整フナスコトヲ要ス）

(3) 在庫品ノ管理ノ不完全

(2) 臨時緊急用途ヘノ急速充足ノ機能不足、物動計畫ノ細目計畫ニ拘り過ギルコト

底
(3) 配給統制實施上ニ於ケル各種調查、報告書ノ徵收及監査ノ不徹

四 配給統制機関及配給統制ノ緊急補強ヲ爲スベキ具體の方針

(一) 生産統制機関ニ於ケル生産統制ノ強化並ニ之ニ伴フ原材料ノ共同購入割當計量ノ適正化其ノ他原材料ノ管理ノ徹底

生産統制機關ヲ強化シ高度生産統制ニ照應スル各種必要資材ノ綜合的購入計畫ヲ樹立シ配給統制機關トノ間ニ常時緊密ナル連絡ヲ保持シ生産、配給、消費ノ一貫統制ヲ可能ナラシメ各物資ノ供給關係ノ均衡ヲ圖ルコト、從來配給統制機關ニ於テ具體的配給先ノ決定ヲ爲シツツアリタル物資ニ付テハ原則トシテ割當ヲ右需要者ノ計畫ニ則リ之ヲ行フモノトス

尙生産統制機關華下ノ業者ノ所有スル在庫品ノ融通、調整、買上ゲ等ヲ斷行シ生産總力ノ發揮ニ努ムルモノトス
右指置ヲ強力ニ實施スル爲生産、配給統制機關トシテ產業團體令ニ基ク統制會ノ設立ハ可及的其ノ發達ヲ促進スルコトトシ之ガ下部機關トシテ又ハ統制會ノ設置ナキ部門ニ於テハ現在ノ工業組合、任意統制團體等ニ代リ強力ナル管理統制ヲ行フベキ生産統制會社制度ヲ實施スル

コトトス、生産統制會社ハ總動員法第十八條ニ基キ設立セラルル統制會社ニシテ政府ノ嚴格ナル監督ノ下ニ強力ナル生産統制ヲ行フモノトス

尙本會社設立セラレタル部門ニ於テハ工業組合ヘ必要ニ應ジ解散セシムルモノトスト本會社制度之詳細不後出

(二)配給統制機關ノ整備及統制力ノ強化

(1)配給統制機關ノ整備

左ノ方針ニ則リ配給統制機關ノ整備ヲ圖ルモノトス

(1)物資別ノ統制機關ヘ物資ノ性質ニ從ヒ可及的之ヲ綜合シ統制ノ総

合化ト手續ノ單純化ヲ圖ルモノトス

但シ緊急措置トシテハ應急的整備ヲ先ニスルヲ以テ或程度ノ不便アルモ大體其ノ統制目的ヲ達シツツアル統制機構ノ整備ハ暫ク除

クモノトス

(2)配給統制機關ノ統制力ノ保持ノ爲共販、共同購入、在庫品ノ管理、需給狀況ニ關スル各種調査等ノ徹底ヲ圖ルモノトス

(iv) 配給統制機關トシテ商業組合制度ノ外ニ配給統制會社制度ヲ設ケ
政府ト一體トナリ重要物資ノ配給ノ國家管理的統制ヲ行フモノト
ス、本會社ハ總動員法第十八條ニ基ク統制會社トシ府縣單位ノ配
給統制會社ニ重點ヲ置クモノトスト本會社之詳細ハ後出

(v) 販賣業者ニ對スル措置

卸商ハ可及的配給統制機關ニ吸收スルコト

販賣業者ノ倉庫ハ原則トシテ共同倉庫トシ配給統制機關ニ於テ管

理スルモノトス

販賣業者ハ成ル可ク配給統制機關指定配給店又ハ指定配給所トシ
テ單純ナル手數料主義ヲ以テ配給事務ヲ行フモノトス其ノ數ハ配
給地區等ニ應ジ適宜整理合同セシムルモノトス

(vi)

物資ノ生産及配給ノ實體ノ把握及現物ニ對スル統制力ノ強化

(vii) 戰時下最必要物資ノ種類ヲ概定シ之ニ對スル具體的生產計畫ヲ決
定スルコト

(特ニ生産ノ分散ヲ圖ルト共ニ主要生産工場ヲ具體的ニ決定シ置キ最悪ノ場合ニ於テモ其ノ必要トル原材料、動力、労力等ヲ確保スル如ク計畫ス)

(ロ) 在庫品ノ調査管理ニ付テハ統制機關ノミナラズ政府ニ於テモ強力ニ之ヲ實施スルコト

重要物資ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依リ政府ニ於テ調査ヲ行フト共ニ在庫品ノ貯蔵ノ爲ニハ別ニ定ムル所ニ依リ特別貯蔵營團ヲ設立スル方針ナリ

(ハ) 工務官及石炭調整官制度ノ沿用、工場管理制度ノ設定等ニ依リ商工省ノ統制實體ノ把握ト商工行政ノ地方的處理ノ敏速ヲ期スルモノトス

(四) 命令配給制度ノ設定

臨時緊急用途ニ對シ政府及統制機關ハ生産者及配給者ニ對シ配給先、時期等ヲ示シ隨時其ノ生産又ハ所持スル物資ノ配給ヲ命ジ得ルコト、之ガ爲ニハ法令ノ整備ヲ爲ス外物動ノ編成上資材ノ割當區分ノ調整ヲ配給統制官廳ニ一任セシムルコトヲ不可缺要件トス

(五) 割當制度乃至切符制度ノ適用範囲ノ擴大

現在物・動物資（原料物資）ノミナラズ消費資材ノ一部ニ關シ法規ニ基ク切符制施行セラレ居ルモ配給量ノ減少ニ伴ヒ切符制度・割當制度ノ範圍ヲ可及的擴大スルモノトス特ニ第二次製品ニ付然リ

(六) 物資ノ特別回収ヲ强行スルコト

鐵及銅ノ特別回収機構及方法ニ準ジ重要物資ノ回収ヲ圖ルモノトス
回収ニ關シテハ別途取纏ム

(七) 緊急復舊用資材、國民生活用品、防空用資材ノ貯藏
貯藏營團、配給統制機關ニ於テ貯藏セシムル場合アルベク又物資
ニ依リテハ地方公共團體ヲシテ保有セシムル要アルベク本件ニ付
テハ別途取纏ム

主 要 物 資 実 施 方 向 及 具 體 的 檢 討 方 法

以下物資別ノ配給機構ノ再編成ハ原則的方向ヲ示シタルモノナル
ニ付之ガ實施ニ當ツテハ尙細部ニ亘り具體的検討ヲ要スルモノト
ス

鐵鋼關係

(1) 普通鋼々材及銑鐵ニ關スル第一次製品ノ配給統制

甲 配給機構

A 上部機構

(1) 現行販賣會社ノ整理

現在各種鐵鋼販賣會社（日滿鐵鋼、日本鋼材、第二鋼材、日本鋼管販賣）ヲ以テ販賣統制ヲ實施シツタルモ將來ハ各社ノ取扱鐵鋼並ニ特殊鋼ヲ包括シテ一元的ニ需給調整ヲ圖ルノ趣旨ヲ以テ左ノ要領ニ基キ統制會社令ニ依ル一統制會社ニ改組スルコト

(2) 配給機構ノ整理

一元的販賣會社ヲ生產者並ニ配給業者（指定問屋）ヲ構成員トル統制會社トシ鐵鋼統制會ノ配給部ニ就テハ配給基本計畫ヲ樹立シ統制會社ノ配給部ニ就テ配給實務ヲ行フモノトシ

統制會ノ配給部部長ヲシテ當該會社ノ執行役員ヲ兼務セシムルモノトス而シテ當該統制會社ノ配給ハ大口配給ヘ現在指定問屋ヨリ直配給セルモノ一ト小口配給トニ分チ前者ニ付テハ直接配給シ後者ニ付テハ後述ノ府縣別ニ統制會社ヲ通ジテ配給スルモノトス

B 下部機構

一部大口需要ニ付テハ上部ノ機構ヨリノ直接配給ヲ認ムルセ其ノ他ニ付テハ次ノ機構ニ依ルモノトス

即チ下部配給機構ハ現在ノ特約店ヲ同府縣別ニ整理統合シテ
久の一統制會社ニ合同セシム、特約店ヲ相當數有置スル場合
~~大部~~
ニ於テモ現在ノ特約店六百及的整理合同セシメ右統
制會社ノ指定配給所トスルコト

乙在庫管理

指定問屋及特約店倉庫ハ販賣會社又ハ統制會社ニ於テ買上げ又
ハ借上げ指定倉庫トシテ統制機關ニ於テ管理スルモノトス

丙切符制ノ採用

現在普通鋼鋼材及銑鐵ニ付テハ切符制ヲ實施シツ、アルモ特殊
鋼ニ付テモ法的切符制ヲ實施スルコト

(2) 普通鋼々材

第二次製品ノ配給統制

甲包括的統制機構ノ設定

(1) 品目

線材製品—釘、針金、鐵線—熔接棒、硬鋼線、製線鉗螺、亞
鉛鐵板、シヤベル、スコップ、磨帶鋼、ツルハシ、ハンマー、
鉗螺釘、鋼索、王冠、ブリキ雜品、薄板雜品等市場性アルモノ

(2) 中央機構

前項物資別生産配給ノ現行統制形態ヲ強化シテ各製品別ニ現
行物資別生産者團体—工業組合又販賣會社—、工業者並ニ
配給業者—元賣商—ヲ構成員トスル統制會社ヲ設立シ原材料
ノ共同購入、製品ノ一手買取及共販ヲ爲サシムルコト
工聯、商聯及卸商商業組合ハ原則トシテ解散セシムルコト
單位工業組合ハ適宜會社指導ノ下ニ整備セシム

(イ) 地方機構

道府縣別ニ各製品ノ特約店並卸業者（小賣商組）ヲ構成員トシ各製品全部ヲ取扱フ統制會社ヲ設立シ包括的配給統制ヲナスコト 右會社ノ取扱物資中法的統制ナキモノハ直ニ法的統制ヲ實施スルコト

乙個別の機構ノ強化

(1) 品目

ドラム罐、五ガロン罐、鐵山漆・漆、高壓容器、電線管等々シユ、船用鎖等ハ主トシテ特殊用途ニ使用セラル、ヲ以テ一 下部配給機構不要ニ之等物資ノ現行統制機關（工業組合）ヲ夫々統制會社ニ改組シ生産及~~販賣~~統制ヲ強化スルコト

(3)

鋼ノ配給統制

法的統制ヲ至急實施シ、注文生產制ヲ採用ノコト

(4) 鋼ノ配給統制
全國工聯ヲ強化シ原材料ノ割當乃至共同購入、注文ノ引受、査定、製品ノ生產割當等ヲ實施セシム

三 非鐵金屬及輕金屬關係 三 配給統制ニ關スル改變措置

(1) 共通事項

銅、鉛、亜鉛、アンチモン、錫、アルミニウム、マグネシウム各物資ニ於ケル用途ノ關聯、代替性及使用者ノ關聯等ニ鑑ミ左記要旨ニ依リ之等物資ノ統制ノ統合ヲ期シ統制機構ノ再編ヲ爲スコト

甲 統制機構

(1) 第一次統制

一、非鐵金屬（銅、鉛、亜鉛、アンチモン、錫）ノ生産者團體及回収機關タル左記ノモノヲ統合シテ金屬統制團體ヲ設立シ第一次統制ニ當ラシムルコト

日本銅統制組合

鉛、亜鉛アンチモン統制組合

錫統制組合

三、右金屬統制團體ハ金屬統制會（假稱）ノ下部機構トシテ統制會社合ニ依ル統制會社タラシメ原則トシテ各物資ノ共販ヲ爲サシムルコト

三、輕金屬

帝國アルミ統制會社ニアルミ屑ノ回收會社ヲ吸收シ一元的統制ヲ爲スコト

四、非鐵及輕金屬トノ連絡組織ヲ講ズルコト

(ロ) 第二次統制

一、電線

現在ノ電線原料統制協會ヲ改組シ銅線及アルミ線兩者ニ亘ル統制團體トシテ統制會社ヲ設立シ共販制ヲ採用セシムルコト
（生産統制ニ付テハ統制會ヲシテ當ラシムルコト）

二 伸銅品、鉛板、鉛管、アルミニウム板、管、棒、線
之等各品目ニ付存スル現在統制機關ヲ統合シテ金屬素材統制團
体タル統制會社ヲ設立シ共販利ヲ採ラシムルコト

尙生産ニ付テハ伸銅品、アルミニウム板、管、棒、線等ニ關シ
統制會社シテ統制ニ當ラシムルモノトス

三 鑄物

非鐵金屬鑄物及アルミニウム鑄物兩者ヲ綜合シテ一統制會社ヲ
設立シ原料ノ共同購入其ノ他ノ生産統制及配給統制ニ當ラシメ
要スレバ共販利ヲモ採ラシムルコト

四 其ノ他

爾余ノ第二次製品（例箔）ニ付テモ以上ニ準ズ

（イ）第三次以下ノ統制

第三次以下ノ統制ニ付テモ第一次及第二次統制ニ準ジ各種工業組合乃至團体ヲ統合シ可及的統制會社ニ依ル生産及配給ノ統制ヲ爲サシムルコト

(二)以上各項ニ依ル包括的統制會社又ハ統制團體ニ於テハ夫々物資ニ依リ部ヲ設ケ各部ヲシテ夫々當該物資統制ニ專念セシムルコト

2 配給機構

配給組織ニ付テハ現在ノ指定商問屋其ノ他ノ配給機關一現在員モ大体少數ナリ一ヲ整理シ之ヲ指定商又ハ共販機構ノ代理店乃至出張所等ニ改變スルコト其ノ使用スル倉庫ハ共販機關ノ管理スル倉庫ニ限定スルモノトス

尙家庭用器物ニ關シテハ家庭用品ニ關スル地方統制會社ノ取扱ニ包括セシムルコト

(2) 各別事項

(1) ピツチ

多一ル製品統制組織ニ之ヲ吸收シ統制會社ニ依ル生産、配給ノ統制ヲ爲スコト

(ロ) ピツチ・ロックス、鱗狀黑鉛、電極及電氣力・水・炭素關係品ヲ包括シタル統制會社ヲ設立シ各種既存團體ヲ綜合シテ一元的統制ニ當ラシムルコト

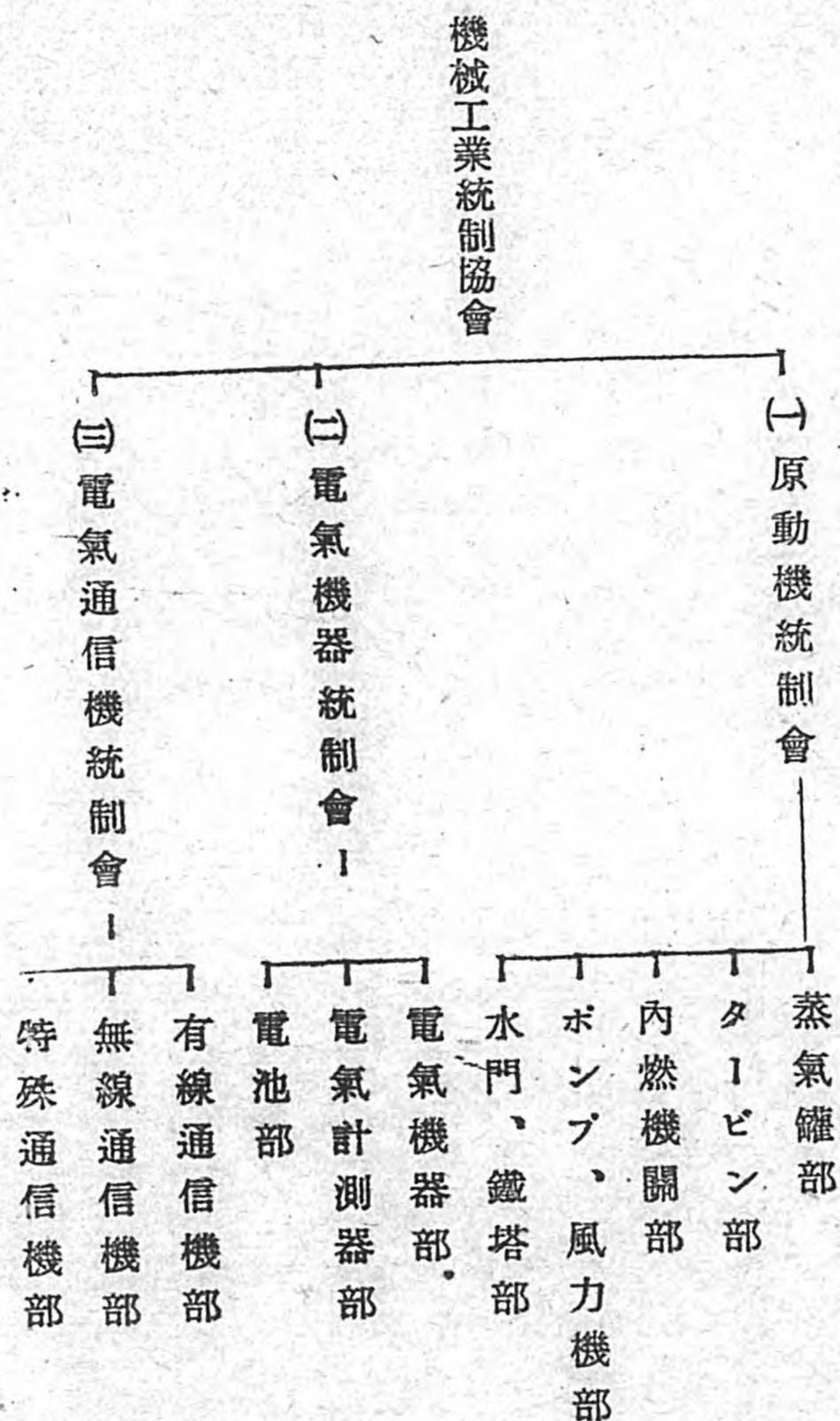
(ハ) 螢石

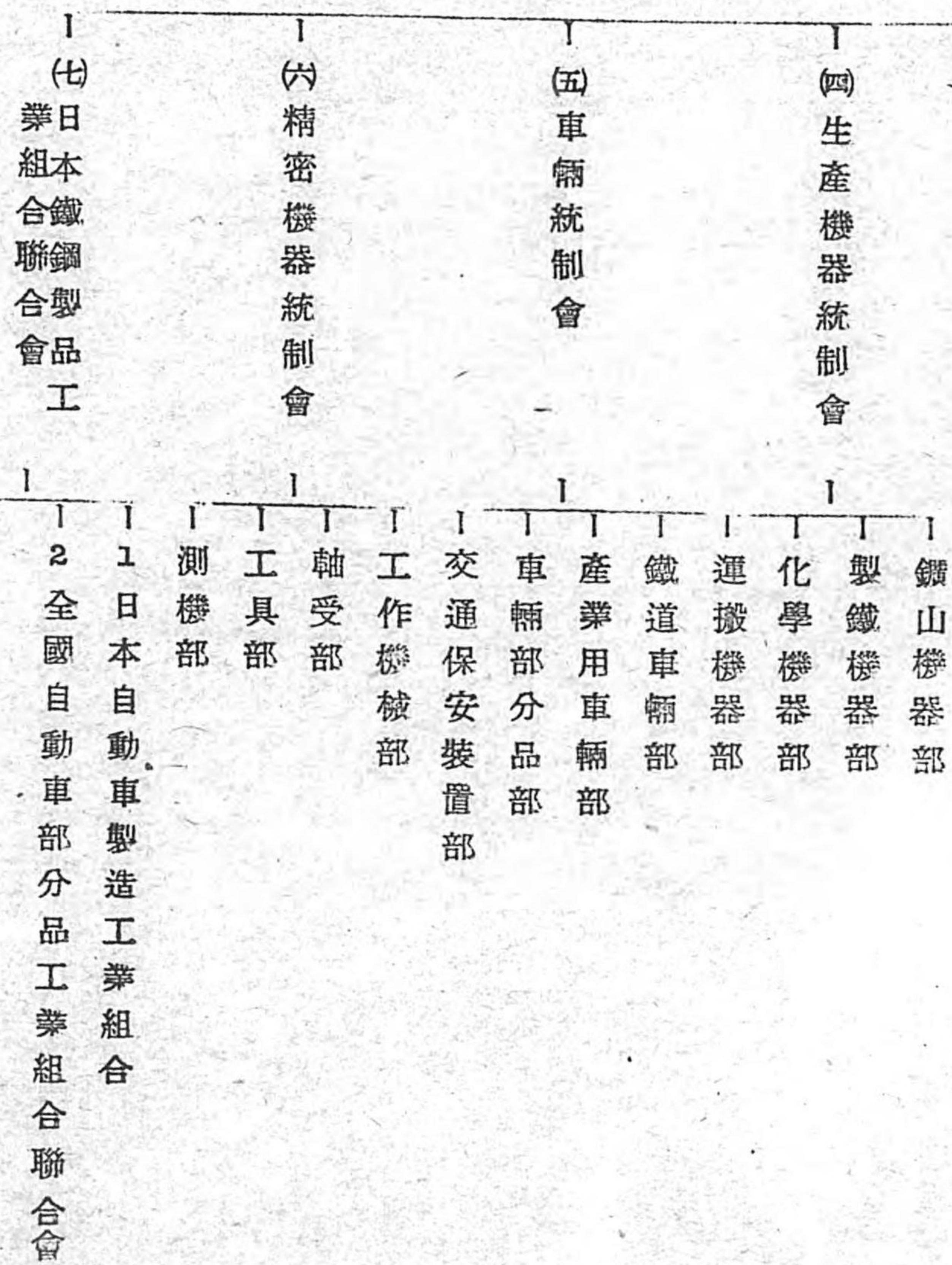
統制會社ニ改組ヲ爲シ輸移入品及國產品ノ配給ノ統制ニ當ラシムルコト

三 機械

第一、機械ノ生産及配給ノ統制一般

一、機械工業ノ統制機構系統左ノ如シ





- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
3 日本第二自動車工業組合聯合會
4 全國鍛工品工業組合聯合會
5 日本鑄物工業組合聯合會
6 日本農機具工業組合聯合會
7 日本木造船工業組合聯合會
8 日本自轉車工業組合聯合會
9 日本度量衡器計量器工業組合聯合會
10 日本織維機械工業組合聯合會
11 日本電氣架線金屬工業組合聯合會
12 日本燃料機工業組合聯合會
13 日本鐵バイブ工業組合聯合會
14 日本蠶絲機械工業組合聯合會
15 日本可鍛鑄鐵工業組合聯合會

(以下設立中ノモノ)

- 16 日本醫療器械工業組合聯合會
- 17 日本齒科機械工業組合
- 18 日本消防ポンプ工業組合聯合會
- 19 日本製材木工機械工業組合聯合會
- 20 日本事務用機械工業組合聯合會
- 21 日本土木機械工業組合聯合會
- 22 日本バルブコック工業組合聯合會
- 23 日本空氣機械工業組合聯合會
- 24 日本輕車輛製造工業組合聯合會
- 25 日本ストーカ製造工業組合聯合會

二 機械工業ノ生産、配給統制方法

(一) 機械工業統制協會

機械ノ生産及配給ニ關スル綜合的調整

(二) 各機械統制會

各統制會取扱機械ノ生産計畫及配給計畫ノ設定及遂行

(三) 日本鐵鋼製品工業組合聯合會

所屬ノ品種別工聯、工業組合及道府縣工聯ニ對スル寄材ノ割當

(四) 日本自動車製造工業組合

自動車製造事業法ニ基キ生産及配給統制ヲ實施シツツアルモ統制會ヲ設立スペク準備中ナリ

(五) 全國自動車部分品工業組合聯合會

自動車修理用部分品配給統制規則ニ基キ自動車修理用部分品ニ付種類別生産計畫ヲ行ヒ製品ヲ一手ニ貰上ゲ賣渡先別種類別賣渡數量ニ付商工省ノ承認ヲ受ケ配給ス

(六) 日本第二自動車工業組合聯合會

電氣自動車、小型自動車ニ付生産及割當ヲ行ヒ商工省ノ承認ニ

基キ配給ヲ行フ

(イ) 全國鍛工品工業組合聯合會
資材ノ割當ヲ行ヒツツアルモ近ク全鍛聯ト鍛鑄協議會トヲ以テ
鍛工品統制委員會ヲ組織セシメ鍛工品ノ生産配給統制ヲ一元的
ニ實施セシムル標準備中ナリ

(ウ) 日本鑄物工業組合聯合會

機械用鑄物ニ付テハ外註券ヲ機械業者ニ交付シ之レニ依リ鑄物
ノ註文ヲ爲サシメ、外註券ニ依リ註文ヲ受ケタル鑄物業者ニ對
シ資材ノ配給ヲ行ヒツツアリ、高度ノ技術ヲ要スル鑄物即チ工
作機械、内燃機動、車輛部分品ノ鑄物ノ生産、配給ノ統制ヲ強
化スル爲其ノ製造業者ヲ指定シ集中生産ヲ行ハシムベク準備中
ナリ

尙機械用鑄物以外ノ修埋用鑄物、家庭金物用鑄物等ニ付テハ配

給統制ヲ實施シ居ラサルヲ以テ各道府縣別ノ生產統制會社設立

(九) 日本農機具工業組合聯合會
ノ上ハ之ニ統制ヲ行ハシムル豫定ナリ

農機具ノ中主トシテ全國的ナル需要ノアルモノニ付テハ全聯

日本農機具工聯、日本農機具商聯ヲ以テ組織セル農機具配給株式會社ニ於テ般註及配給ヲ行ヒ日本農機具工聯ハ右會社ト連絡ノ上生産計畫ヲ衛テ之ニ基キ資材ノ配給ヲ行ヒツツアリ尙小農具ノ製作ニ付テハ各道府縣ノ農機具組合ニ於テ資材ノ配給ヲ爲シ各道府縣ニ於テ製品ノ配給計畫ヲ衛立シ之ニ基キ配給ヲ行フコトトセリ

(十)

日本木造船工業組合聯合會

木造船ノ内漁船ニ付テハ新造及修理ノ生産計畫ヲ商工省ノ指示ニ依リ樹立シ之ニ基キ資材ノ配給ヲ行ヒツツアリ新造船ノ配給

ハ購入票ヲ需要者ノ統制團體及各道府縣ニ於テ發行シ之ト引換ニ購入スルコトトセリ

(二) 日本自動車工業組合聯合會

「自轉車並ニ同部分品及附屬品配給統制規則」ニ基キ日本自轉車工聯ニ於テ其ノ所屬組合ノ組合員ニ對スル種類別生產割當ヲ行フト共ニ其ノ製品ハ日本自轉車工聯、日本自轉車卸商聯、日本自轉車小賣商聯、小賣商業組合ヲ通ジテ共同販賣ヲ行フ配給ノ最後ノ段階タル小賣業者ハ商工省ヨリ指示シタル需要順位表ニ依リ組合ノ統制ノ下ニ販賣ス

(三) 日本度量衡器計量器工業組合聯合會

「度量衡器計量器生産及配給統制要綱」ニ基キ日本度量衡器工聯ニ於テ生産計畫ヲ樹立シ之ニ基キ資材ノ配給ヲ行ヒ製品ノ配給ニ付テハ日本度量衡器計量器商聯ニ於テ販賣統制ヲ實施ス

(三) 日本織維機械工業組合聯合會

「織維機器配給統制要綱」ニ基キ商工省關係官、機械業者、織維工業者ノ各國體反日本鐵銅製品工場ノ代表者ヲ以テ組織スル織維機器配給統制協議會ニ於テ織維機器ノ供給數量及發註數量ヲ決定シ之ニ基キ日本織維機械工聯ニ於テ資材ノ配給ヲ爲シ生産セシメタル上織維工業者ノ統制團體ニ於テ發行シタル購入票ト引換ニ販賣セシム

(四) 日本電氣架線金物工業組合聯合會

特別高壓用架線金物ニ付テハ發註承認制ノ適用ニ依リ統制ヲ行

普通高壓及低壓用架線金物ニ付テハ資材ノ配給ヲ行フモ配給統制ヘ實施シ居ラザルニ付工聯ニ於テ資材配給量ニ基キ見込生産ヲ行ヘシメタル上需要者ノ統制團體ニ於テ購入票ヲ發行セシメ之ト引換ニ販賣セシムルコトトスベク準備中ナリ

(1) 日本燃料機工業組合聯合會

薪炭瓦斯、アセチレン瓦斯ノ設置許可ノアリタルモノノミ生産及配給ヲ爲スコトニ依リ統制ヲ實施シツツアリ

右ノ薪炭瓦斯ノ製造ハ日本燃料合同株式會社ニ一手ニ引受ケ薪炭瓦斯發生爐工業組合ノ組合員ノ工場ニ下請製作セシム

(2) 日本鐵パイプ工業組合聯合會

自轉車用及自動車用鐵パイプノ所要資材ノ割當ヲ爲シ日本自轉車工聯及日本自動車工業組合ト連絡ノ上製品ノ配給ヲ行フ尙自動車、自轉車用以外ノ鐵パイプノ生産ハ需要者ヨリノ材料支給ニ依リ行ヒツツアリ

(3) 日本蠶絲機械工業組合

農林省ノ蠶絲機械ノ需要計畫ニ基キ商工省ニ於テ生産及配給割當ヲ組合ニ指示シ之ニ基キ生産及配給ヲ行フ

(1) 日本可鍛鑄鐵工業組合聯合會

可鍛鑄鐵ノ製品別ニ工聯ニ部會ヲ設置シ製品別ノ計畫生産ヲ行

フ

右ノ内鐵管機手ニ付テハ日本繼手販賣株式會社ニ於テ配給統制

ヲ行フ

(以下設立中ノモノ)

(2) 日本醫療器械工業組合聯合會

(3) 日本齒科機械工業組合

(4) 日本消防ポンプ工業組合聯合會

(5) 日本製材木工機械工業組合聯合會

(6) 日本事務用機械工業組合聯合會

(7) 日本土木機械工業組合聯合會

(8) 日本ベルブコック工業組合聯合會

(十五) 日本空氣機械工業組合聯合會

日本輕車輛工業組合聯合會

(参考) 軽車輛トハリヤカ一(乗用ヲ含ム)、荷車(牛馬牽引車ヲ含ム)、手押車、人力車及橇ヲ謂フ

(十六) 日本ストーカ工業組合聯合會

大乃至ニ各工聯ニ於テ商工省ノ指示ニ依リ資材ノ配給計畫ヲ樹立シ之ニ基キ組合員ノ製品ノ生産及配給ヲ統制スルコトトシ之ガ實施細目ヲ工聯別ニ立案中ナリ

右ノ中醫療器械及齒科機械ニ付テハ製造業者及販賣業者ヲ以テ各々共販會社ヲ設立セシメ之ヲシテ製品ノ配給ヲ實施セシムル豫定ナリ

(十七) 各府縣別ノ機械鐵鋼製品工業組合聯合會

道府縣工聯傘下業者ハ其ノ敷夥シク製品ハ雜多ナルヲ以テ一般

民需品ノ生産及配給統制ノ實施ニ困難ヲ伴フヲ以テ從來資材ノ
配給モ貢獻主義ニヨリ其ノ用途ニ付テモ徹底的規整ヲ爲スコト
不可能ナリシモ近時ノ資材逼迫状態ニ鑑ミ道府縣廳指導ノ下ニ
道府縣工聯ヲシテ受註ノ審査ヲ行ヒタル上資材割當ヲ爲ス制度
ヲ實施スルコトトシ道府縣工聯ニ封スル鋼材割當量ノ半額ニ付
實行シツツアリ尙道府縣工聯傘下業者ノ製作スル生産擴充用機
器等ニ付テハ發註承認制ニ依リ統制ヲ行ヒツツアリ

道府縣工聯傘下業者ノ製作スベキ一般民需品ノ生産及配給統制
ヲ強化スル爲別紙「中小機械鐵鋼製品工業生産機構整備要綱」
ニ依リ各道府縣別ニ統制會社ヲ設立スルモノトス

極
秘

中小機械鐵鋼製品工業生產機構整備要綱

一方針

中小機械鐵鋼製品工業ノ整備ニ關シテハ「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ニ基キ實施シツツアル處緊急事態ノ發生ニ對處シテ中小工場ノ生産性ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ國民生活用及一般産業用機器ノ供給ヲ確保スル爲左ニ依リ之ガ生産機構ノ整備ヲ實施スルモノトス

二、要領

- (一)別表(一)ニ掲タル工業組合(以下組合ト稱ス)ノ組合員ノ生産ノ統制機關トシテ道府縣別ニ統制會社ヲ設立スルコト
- (二)組合ノ組合員ハ其ノ製造セル製品ニシテ別表(二)ニ掲タルモノハスベテ統制會社ニ販賣スルモノトスルコト
- (三)組合ノ組合員ハ別表(三)ニ掲タルモノ以外ノ製品ノ製造又ハ修理ニ付統制會社ノ承認ヲ受クルモノトスルコト但シ別表(三)ニ掲タル工業組合又ハ工業組合聯合會ニ加入セル者當該工業組合又ハ工業組

合聯合會ノ取扱品目ノ製造又ハ修理ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

(四) 統制會社ノ實施スペキ事項ハ左ノ通トスルコト

(1) 商工省ヨリ指示セラレタル資材ノ割當數量ヲ以テ製造又ハ修理スペキ用途別製品數量ヲ決定シ商工省ノ承認ヲ受クルコト

(2) 別表(一)ニ掲タル製品ノ製造工場ヲ指定シ(1)ノ製品數量ニ基キ割當生産ヲ爲サシムルト共ニ其ノ製品ヲ一手ニ買取ルコト

右ニ依リ買取りタル製品ノ販賣ニ付テハ別ニ定ムル配給機構ニ從フコト

(3) 別表(二)掲タルモノ以外ノ製品ヘ陸海軍其ノ他ノ發註官衙ノ發註

品及民間發註工場ノ發註品ヲ除クノ製造又ハ修理ノ承認ヘ(1)ノ製品數量ニ基キ之ヲ爲スコト

(4) 陸海軍其ノ他ノ發註官衙ノ下請ノ受註ヲ爲シ陸海軍其ノ他ノ發註官衙ノ指定スル工場ニ製作セシムルコト

- (本) 民間發註工場ノ下請指定工場ニ對スル^モ註品ノ製作ノ承認ヲ爲
スコト
- (ヘ) (ロ) 乃至(ホ)ニ定ムル所ニ依リ所要資材ノ割當ヲ爲スコト要スレバ
所要資材ノ購入及配給ヲ爲スコト
- (五) 統制會社ノ構成ハ左ノ通トスルコト
- (イ) 關係工業組合ノ組合員又ハ關係工業組合ヲ以テ組織スルコト
必要アルトキハ關係商業者ヲ參加セシムルコト
- (ロ) 資本金ハ各道府縣ノ實狀ニ應ジ各府縣別ニ決定スルコト
- (六) 統制會社ノ監督ハ地方長官之ニ當ルコト
- (七) 道府縣ノ機械鐵鋼製品ニ關スル工業組合聯合會ハ解散スルコトト
シ其ノ所屬ノ工業組合ハ統制會社ノ事業運營ニ便ナラシムル様統
制會社ノ指導ニ依リ改組スルコト
- (八) 統制會社ヲ鐵鋼需給統制規則ニ依ル統制團體トシテ指定スルコト
- (九) 本要綱ノ實施ハ急ラ要スルヲ以テ商工省及地方廳ノ指導ニ依リ統

制會社ヲ設立セシメ關係工業組合ノ定款ノ變更、資材ノ配給等ノ
方法ニ依リ統制會社ノ統制ノ運營ヲ行ハシムルコトトシ國家總動
員法ニ基ク關係勅令ノ制定ニ伴ヒ總動員法ニ基ク統制ヲ行フコト
別表(一)

道府縣機械鐵鋼製品工業組合聯合會ノ所屬組合

別表(二)

建築、家具、金物類

レール

鎌

樋金具類

雪止

門金具類

座金類

丁双類

掛金類

丸落シ類

レヂスター

取手類

錠類

押板

帽子掛

引手類

車類

折釘類

ヒートン

カーテン用金具類

レール足

捻締類

木捻

上置

竈 手燭

ストーブ 落シ

皮剥キ

什能

手提臺

フライパン

風呂釜

味噌コシ

線材
製品

火魚餅

鼠

燒著串器

40

~~33~~

鐵鑄物製品

釜

鍋

類

コンロ

類

ロス

トル

焚

口

竈

類

引上車

風呂釜

及附屬品

暖

爐

釜羽

ストーブ

組一益

井戸ポンプ

鴨金

ボックス

角落シ

アイロン

鋤燒鍋

五德

利 器 工 具 類

切 出

小 刀

ナ イ フ

バ リ カ ン

兩 手 シ ャ ウ キ

赤 全 双 器 具

日 本 刀

爪 切

洋 銛

迴 引 鋸
手 工 用 鋸

ミ シ ン 鋸 替 又

花 鋸

鑿

鉋

薪 割

鉗

錐

釘 拔

喰 切
カ ジ ャ

鳩 目 打

鉗 目 打 丸

下 駄 ク デ リ

千 枚 通

庖 丁

肉 ヤ ス リ

西 爪 庖 丁

裁 缝 用 鑴

鍼 類

繩 通
勘 類

掛物用品

フロワー ヒンヂ

フェルト

ルーフィング

ラウチ類

キヤウチ類

廻轉金物類

除蟲器

鐵板製品

バケツ

釣べ

洗面器

炭ハサミ

火起用煙突

油差

石油用ポンプ

茶筒

粉末消化器

懷爐

キリ吹

鋏類

鍋

臺重能

火起

コンロ臺

栓抜

水割

鈴(ベル)

灰搔出用具

塵節ケヅリ

重能

五德

銻類

家畜用金具類

口板

燒板

ウロコ取

燒鐵

體切

燒鐵

繩通

燒鐵

毛拔
燒ヘラ
砥石類
ドライバー
ジヨレン
ベンチ
スパン
ジャツキ
峰ノ巣
鋸
ヤスリ類

ベーパー類

第ニ、工作機械、半自動車、ポンプ以外ノ時局産業機械

時局産業機械ニ付テハ現在發註承認ノ實施ニ依リ之カ生産配給ヲ確保シテ
クツアルモ生産統制ニ及ザル現狀ヲ以テ先ヅ機械業者ノ手持註文ノ状況
ヲ調査シ、依テ註文ノ整理ヲ行ハシメ機械ノ生産ニ對スル政府ノ監督權
ヲ強化スルモ尙右措置ト併行シ重要機械販賣許可制ヲ實施シ資材ノ入手
ト生産一販賣ヲ一貫シテ統制スルコトトス

右販賣許可制ハ必要ニ依リ統制管ラシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
右販賣許可制ニ替ヘ重要機種毎ニ配給統制會社ヲ設クルコト
ノ三、機械用非鐵金屬ノ配給ニ關スル改善

非鐵金屬ハ機械ノ素材トシテ重要缺ク可カラザルモノニシテ配給數量ノ
激減ニ對處シテ鐵錫ノ配給ト、リンタシテ配當スルコトヲ要スルヲ以テ
非鐵金屬割當計畫ハ機械業者ノ統制團體ニ於テ立案調整シ、ソノ計畫ニ
則リ非鐵金屬統制機關ニ於テ配給スルヲ原則トス

第四 雲母

雲母ノ輸移入及配給ノ一元的統制機關トシテ雲母統制會社ヲ設立スルコト

統制會社ハ雲母輸入業者、外地滿支ニ於ケル雲母開發社、需要團體ヲ以テ組織スルコト

第五 自動車部品配給統制會社ヲ設立シタル時化學局所管左記物資ヲ包括配

給シ、之カ統制ヲ計ラシム

- 1、ゴムタイヤ及チューブ
- 2、自動車用ゴム製品—ラヂエーターエース、ファベルト等—
- 3、ブレーキライニング
- 4、クラッチフェーシング
- 5、シリンドラガスケット、マンホールガスケット類
- 6、電氣部分品

アルミニウムノ家庭用器具、金屬代用品ハ道府縣ノ雜機械鐵鋼製品統制會
社ニ取扱ハシムルコト

極秘

(四)

纖維製品配給機構整備要綱案

昭一六八四

商十一省

時局ノ進展ニ伴ヒ纖維製品ニ付テハ逐次其ノ配給機構ヲ整備シ來リタル處
戰時ニ於ケル纖維製品ノ極度ノ供給減少竝ニ之ガ對策トシテノ綜合衣料切
符制ニ對處スル爲更ニ一段ト配給機構ノ完備ヲ圖ルヲ要ス依テ未ダ充分分配
給機構整備セズ戰時配給管理ノ不充分ト認メラルモノニ付テ此ノ際之
ガ整備方針トシテ統制會社令(準備中)ニ基キ

- (一)元配給段階ニハ纖維製品ノ種類別ニ内地一圓ノ中央配給管理會社ヲ
- (二)商工兼營ノ業態タル布帛製品(廣義)ノ製造元配給段階ニハ製品ノ種
類別ニ内地一圓ノ製造配給管理會社ヲ
- (三)卸配給段階ニハ府縣別ニ綜合的地方配給管理會社ヲ
設立スルコトトシ以テ配給統制ノ適正ヲ期セントス

措置

第一 中央配給管理會社

(1)

中央配給管理會社ハ綿織物、ス・フ織物、絹人絹織物、毛織物、莫
大小製品、足袋及多才ルノ七種類ノ纖維製品ニ付各一箇ヲ設置スル

コト

右ノ實施ハ左ニ依ルコト

(1)

ス・フ織物及絹人絹織物ニ付テハ特ニ取急ギ管理會社ヲ設置ス
ルモノトシ設置後綿商聯及絹人絹商聯ハ之ヲ解散セシム

(2)

綿織物ニ付テハ既存ノ日本特免綿織物元配給株式會社ヲシテ他
ノ既存ノ品種別元配給株式會社ヲ吸收合併セシメ、既存ノ地方
配給株式會社ハ之ヲ解散セシム

(2)

(イ) 毛織物ニ付テハ毛織物元卸商組ヲ其ノ儘管理會社ニ移行シ羅紗

切賣商聯ハ之ヲ地方配給管理會社（後掲）ニ吸收ス

(二) 莫大小卸商組、足袋卸商組、タオル卸商組ハ管理會社設置後之

ヲ解散セシム

中央配給管理會社ノ出資者ハ集散地元賣商、產地元賣商及生產者團體（例ス・フ織物ハ綿・ス・フ工聯、絹人絹織物ハ絹工聯及人工聯ノ如シ）ノ三者トシ、出資ノ割合ハ概々商業者九割生産者團體一割トルモ、役員ノ選出ニ付テハ生産者團體ニ於テ相當程度ノ發言權ヲ保持スル様特ニ留意スルコト但シ綿織物、莫大小製品及足袋ニ付テハ別ニ生產者團體ノ共販會社ガ存スルヲ以テ生產者團體ヨリノ出資及役員ノ選出ハ之ヲ爲サズ

(3)

中央配給管理會社ノ業務ハ各生産者（綿織物、莫大小製品及足袋ニ付テハ其ノ共販會社）ヨリ製品ヲ一手ニ購入シ必要ナル加工ヲ爲シタル上地方配給管理會社、外地購入團體又ハ需要者團體ニ對シ一手販賣ヲ行フコト此ノ場合會社ハ自己ノ業務ノ一部ヲ商業者（蒐荷配給業務）又ハ工業組合（蒐荷業者ニ協力）ニ代行セシムルヲ得ルコト尙右代行制度ノ運用ニ當リ商業者ノ自己資本ノ利用ヲ或程度認ムルコトニ依リ工業者ニ對スル支拂關係ヲ圓滑ナラシムルト共ニ綿織物ニ付テハ價格變動ニ依ル危險ヲ或程度代行者ヲシテ負擔セシメ得ル様考慮スルコト

(4)

前號ノ業務ヲ代行シ得ル商業者ノ資格ハ產地別ニ一個ニ統合シタル產地元賣商ノ合同體及一定ノ規模以上（例ヘバス・フ織物ニ付テハ

同系品種ノ取扱業者ガ中心トナルベキ者ヲ定メ合同體ノ年取扱額二百萬圓以上ニ達スル様ニニ統合シタル集散地元賣商ノ合同體トスルコト此ノ場合合同體ノ使用シ得ル店舗ハ原則トシテ一合同體ニ一箇所トス

(5) 現行ノ綿ス・フ工聯、毛工聯、人情工聯及ダオル工聯ノ共同販賣制度及商業組合又ハ其ノ聯合會ノ共同購入制度ハ之ヲ廢止スルコト

第二 製造配給管理會社

(1) 製造配給管理會社ハ作業被服（勞働作業衣、團體服、訓練服、男兒學童服及國民服乙號等）既製洋服（既製紳士服、婦人子供服、女兒學童服、國民服甲號等）和裝既製品（着物等）布帛肌着類（ワイヤシヤツ、パンツ等）及布帛雜品（ネクタイン、カラード、ハンカチーフ等）

ノ五種類ノ布帛製品ニ付各一箇ヲ設置スルコト

右ノ實施ハ左ニ依ルコト

(1) 作業被服ニ付テハ既存ノ日本特免作業被服製造株式會社ヲ其ノ
儘存置ス

(2) 既製洋服ニ付テハ既製服工聯ヲ中心トシ他ニ婦人子供服製造工
組等ヲシテ設立ニ當ラシム

(3) 和服既製品、布帛肌着類及布帛雜品ニ付テハ關係布帛製品工組
ヲシテ設立ニ當ラシム

(2) 製造配給管理會社ノ出資者ハ關係工業組合及元賣商ノ兩者トシ、出
資ノ割合ハ一部ヲ元賣商個々人ヲシテ出資セシメ大部分ハ關係工業
組合ヲシテ出資セシムルコト

(2)

(3)

製造配給管理會社ノ業務ハ原料タル織物ヲ一手ニ購入シ之ヲ工業組合ヲ通シ各生産者ニ委託シ製造ヲ爲サシムルト共ニ製品ヲ引取りタル上地方配給管理會社及外地購入團體ニ對シ一手販賣ヲ行フコト此地會社ノ場合會社ハ自己ノ業務ノ一部ヲ工業組合（發註業務）又ハ商業者（蒐荷業務）ヲシテ代行セシムルヲ得ルコト

(4)

前號ノ業務ヲ代行シ得ル商業者ノ資格ハ一定ノ規模（年取扱額五十萬圓）以上ニ合同シタル者トスルコト
會社ノ收支方法ハ工業者ニ對シテハ會社販賣公定價格ヨリ一定率（會社ノ經費及商業者交付金ニ充當ス）ヲ控除シタルモノト原布代金トノ差額ヲ支拂ヒ、商業者ニ對シテハ右會社留保金ヨリ手數料ヲ交

付スルコト

付スルコト

第三 地方配給管理會社

- (1) 地方配給管理會社ハ原則トシテ府縣別ニ一個トシ織物、布帛製品、縫絲、手編毛絲、中學生服地、注文洋服地等一切ノ纖維製品ヲ取扱フコト但シ千葉縣、奈良縣等地方卸商ノ殆ド存セザル縣ニ於テハ隣接府縣ノ地方配給管理會社ヲシテ之ニ當ラシムルヲ得ルコト
- (2) 地方配給管理會社ノ内部ニハ製品ノ種類ニ從ヒ部ヲ設ケテ事務ヲ分掌セシムルコト
- (3) 地方配給管理會社ノ出資者ハ原則トシテ當該府縣ノ地方卸商及小賣商業組合トシ要スレバ集散地元賣商ヲシテ出資ヲ援助セシムルコト尙出資額ニ付テハ當該府縣ノ地方卸商ヲシテ可及的多額ノ出資ヲ爲サシメ小賣商業組合ノ出資ハ最少限度ニ止ムルコト

(4)

地方配給管理會社ノ業務ハ中央配給管理會社又ハ製造配給管理會社ヨリ各種纖維製品ヲ一手ニ購入シ之ヲ小賣商業組合ヲ通ジ間接ニ又ハ直接配給地區別ニ設クル小賣配給所（百貨店、產業組合及購買會ヲ含ム）ニ對シ一手販賣ヲ行フコト

(5)

仕入販賣事務ハ原則トシテ代行制ニ依ラズ地方卸商ハ會社ニ吸收シ會社ノ施設トシテ其ノ施設ヲ利用スルコト

(6)

府縣小賣商聯ノ共同購入制度ハ之ヲ廢止シ差當リ統制機關トシテ之ヲ存置スルコト

(7)

全國地區ノ小賣商聯ハ之ヲ解散セシムルコト

第四

管理會社ノ權限及監督

(1)

管理會社ハ統制會社令（準備中）ニ依リ設立セラレタル特殊法人ト

スルコト

(2) 管理會社ノ定款、業務規程ノ制定又ハ變更、役員ノ任免及收支決算

ハ商工大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ要スルモノトスルコト

(3) 管理會社ハ商工大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ必要ニ應ジ生産者又ハ商業者若ハ其ノ團體ニ對シ物資ノ生産、配給、保管等ニ付必要ナル指圖又ハ命令ヲ爲シ得ル様之ニ或程度ノ權限ヲ附與スルコト

(4) 管理會社ハ生産者又ハ商業者若ハ其ノ團體ニ對シ業務上必要ナル資料ノ提出ヲ求メ又ハ検査ヲ爲シ得ルモノトスルコト

(5) 管理會社ニ對シテハ課稅上或程度ノ特典ヲ與フルコト

第五 纖維製品配給統制會ノ設置

纖維製品ノ生産段階ニ於ケル統制會ノ設置ト呼應シ纖維製品ノ配給統制
ヲ確保シ併セテ衣料切符制ノ遂行ニ資スル爲前掲中央配給管理會社、製
造配給管理會社、地方配給管理會社並ニ日本特免織物製造株式會社、日
本内地莫大小統制會社、日本足袋共同販賣株式會社ヲ以テ纖維製品配給
統制會ヲ組織スルコト

紙類

上部配給統制機構

洋紙、和紙、板紙製造業者及元賣卸業者ヲ以テ配給統制會社ヲ設立ス尙
尚必要ニ應シ種類別ニ設立スルコトヲ得

下部配給統制機構

道府縣別ニ紙類配給統制會社ヲ設立シ卸業者及小賣商業組合ヲ以テ構成
成セシム尙紙製品モ本會社ニ取扱ヘシムルコト
小賣業者ハ配給地區等ヲ參斟シテ指定販賣店ヲ設クルコト

五 化學局關係物資

第一 建築材料關係（セメント、セメント製品、石綿セメント製品、木

毛セメント製品及板ガラス）

(一) 中央機構

(イ) セメント製品、石綿セメント製品、木毛セメント製品ニ付テハ之等物質ノ問屋ヲ主体トシテ中央統制機構トシテノ統制會社ヲ設立シ各物資別共販制ヲ採ラシムルコト

尙セメント製品、石綿セメント製品、木毛セメント製品ノ生産統制ニ付テハ今後之等ノ生産者ヲ整理シタル上工業組合ヲ解消シ右ノ配給ニ關スル統制會社ト一元的組織ニ改ムルコト

(ロ) 板ガラスニ付テハ生産者ノ特約店ヲ一括シテ配給ニ關スル統制會社ヲ設立スルコト

(二) 地方機構

セメント、セメント製品、石綿セメント製品、木毛セメント製品及板ガラスヲ包括シタル配給統制會社ヲ設立スルコト

第二 構脂類（松脂セラツク、コロパルダンマー、タラカントゴム）

塗料（特殊品ヲ除ク） 風料、填充料

（一）中央機構

生産ニ付テハ松脂、塗料、風料、填充料各物資別ニ統制會社ヲ設立シ統制ヲ強化スルコト

配給ニ關シテハ各物資ヲ一括シタル中央販賣統制會社（輸入業者中央問屋）ヲ設立シ輸入統制及配給統制ヲ行ヘシムルコト

（二）地方機構

各掲記物資及工業藥品之ヲ一括シタル地方別統制會社ヲ設立シ配給ノ統制ニ當ラシムルコト

第三 油脂加工品

（一）硬化油脂脂肪酸グリセリン）

（一）中央機構

一括統制會社ヲ設立シ生産統制、原材料ノ共同購入割當、及共販制ヲ採ラシムルコト

（二）地方機構

地方配給ナシ

第四 マツナ、マツナ軸木、化粧料、歯磨等ヲ含ム一蠟燭、マツチ

（一）中央機構

化粧料、蠟燭、マツチ軸木及マツチニ付テハ夫々別途ニ統制會社ヲ設立シ生産統制及配給統制ヲ實施セシムルコト

（二）地方機構

右各物資ニ石鹼、生活必需品、ふ製品等ヲ加ヘ家庭用ヲ包括シタル
地方統制會社ヲ設立シ地方配給ノ統制ニ當ラシムルコト

第五 石鹼

(一) 中央機構

生産者及中央問屋ニ依リ統制會社ヲ設立シ生産部及配給部ニ別チ夫々統制ノ實施ニ當ラシム

(二) 地方機構

前項ノ家庭用品ニ關スル地方統制會社ヲシテ配給ニ當ラシムルコト

第六 一般工業薬品類

(一) 中央統制機構

各物資別ニ現行統制機關ヲ強化シ要スレバ統制會社ニ改組スルコト
(二) 地方配給機構

地方統制會社ヲ設立シ小口需要ニ對スル共般ヲ行ハシム

カ・バ・イ・ト

(一) 中央統制機構現狀

(二) 地方機構

小口需要ニ對シテハ地方共般（全國四社）ヨリ各府縣別工業薬品類
統制會社ヲ通ジ共般スルコト

第七 接着材（ミルクカゼイン、大豆カゼイン、大豆ダルー一括）

(一) 中央機構

一括シテ統制會社ヲ設立シ生産統制及共般ヲ行ハシムルコト

(二) 地方機構

工業薬品類ニ關スル地方統制會社ニ一括スルコト

第八

ゴム製品關係

(一) 中央統制機構

- (1) 生活必需ゴム製品其ノ他（ゴム靴、地下足袋等一括）工業用ゴム
製品（ベルト、ホース等一括）及タイヤチューブノ夫々ニ付統制會社ヲ設立シ生産統制及配給統制ヲ實施セシムルコト
- (2) 再生ゴムニ付テモ右ト全様一個ノ統制會社ヲ設立シ生産統制及共般ヲ爲サシムルコト

(二) 地方配給機構

- (1) 生活必需ゴム製品其ノ他ニ付テハ一般家庭用必需品ノ地方統制會社ニ包括スルコト
- (2) 工業用ゴム製品ニ付テハ工業用皮革製品工業用、石綿製品等ト共ニ一括地方統制會社ヲ設立取扱ハシムルコト
- (3) タイヤチューブハ車輛部分品一般ト一括シテ地方統制會社ヲ設立スルコト

第九 皮革

(一) 中央統制機構

(1) 日本皮革統制會社ヲ統制會社ニ改組強化シ原皮タンニン材料等ノ共同購入、生産割當及成革ノ共般ヲ行ハシムルコト

(2) 皮革製品ニ付テハ

生活必需皮革製品、工業用皮革製品ニ二分ニ夫々ニ付統制會社ヲ設立シ生産統制、配給統制ヲ實施セシム

(二) 地方機構

工業用皮革製品ニ付テハ工業用ゴム製品ト同様ニ取扱フコト

第十 獣筋

(一) 中央統制機構

輸入品及國產品ニ付一元的配給會社ヲ設立スルコト

(二) 地方配給機構

膠類ト一括シテ府縣別統制會社ヲシテ取扱ハシムルコト

第十一 膠

(一) 中央統制機構

現行機關ヲ統制會社ニ改組シ生産及配給統制ノ強化ヲ行ハシムルコト

(二) 地方配給機構

前項ニ全ジ

第十二 タール分溜物

(一) 中央統制機構

タール分溜物ニ關スル統制會社ヲ設立シ生産及配給統制ヲ行ハシム

(二) 地方統制機構

小口取引ニ付工葉藥品類ト包括シテ地方統制會社ヲシテ取扱ハシムルコト

第十三 硼酸、硼砂

(一) 中央統制機構

現行機關ヲ強化シテ統制會社ニ改組シ配給統制ノ強化ヲ爲サシムルコト

(二) 地方機構

小口取引ニ付テハ工葉藥品類ト全様取扱ハシムルコト

第十四 酸化コバルト

統制會社ニ改組シ、配給統制ノ強化ニ當ラシム

第十五 カーボンブラック

(一) 中央機構

配給ニ關シ統制會社ヲ設立シ統制ニ當ラシム

(二) 地方機構

小口取引ニ付工業ノ製品類ニ全ジ

第十六 耐火煉瓦

業者ヲ整理ノ上統制會社ヲ設立シ生産統制及共販ヲ爲サシムルコト

方

燃 料 關 係

一、油關係ノ配給統制ニ關スル改變措置

現在ノ配給統制機構殊ニ下部配給機關タル地方石油販賣會社ヲ統制會社令ニ依ル會社ニ再編シ之力強力ヲナスト共ニ下部配給所ノ整備ヲ至急實施スルコト

二、石炭關係ノ配給統制ニ關スル改變措置

統制機構

中央配給統制

日炭ノ完全買取り販賣制度ヲ實施シ現行配給統制機構ノ強化ヲナスコト

下部配給統制

道府縣別ノ統制會社ヲ統制會社令ニ依ル會社ニ改組シ卸關係業者ヲ包括ス之カ配給系統ヲ一般家庭用ト工業用ニ確然ト配給區分ヲナスコト

前者ハ燃料小賣商業組合ノ配給所ニ於テ配給シ後者ハ該會社ヨリ直接又ヘ石炭小賣商業組合ヲ通ジ配給スル様至急整備ヲ要スルコト

右ノ場合後者ノ組合員ノ個人取扱ヲ禁止シ一定數ノ配給所ヲ設置シ之カ配給ヲナスベク整備ヲナスコト

三、石炭、コーエス、コーライト、煉炭、豆炭等緊急ノ場合直ニ法的切符制ヲ實施シ得ル様整備シ置クコト

四、石炭ノ配給ニ關シ緊急ノ場合ノ措置ハ左ノ如シ

第一 石炭調整官ノ配置

一、左ノ各地ニ石炭調整官ヲ配置シ日炭各支店ト協力シ必要ナル措置ヲ執ラシムルコト

地

(本省)

若廣大名東古松島阪京屋在樽

日日日日日管轄
炭炭炭東支支支支支
若松支店及宇部支店管内
支店及宇部支店管内

二、石炭調整官ノ权限

(一) 管内指定工場ニ對スル石炭ノ供給ヲ解保スル爲左ノ措置ヲ講ズルコト

(イ) 指定工場ノ貯炭状況日報ヲ蒐集整理シ之ヲ本省へ報告スルコト

(ロ) 供給杜絶ノ虞アル場合ハ直ニ本省ノ指示ヲ仰ギ必要ナル手配ヲ爲スコト

(ハ) 管内ノ非常貯炭ノ使用ニ付本省ノ指示ヲ仰ギ必要ナル措置ヲ講ズルコト

(二) 交通又ハ通信ノ杜絶ニ因リ本省ノ指示ヲ仰グコト不可能ナル場合ハ獨斷ニ依リ前號ノ措置ヲ爲シ得ルコト

(三) 前號ノ場合ニハ揚地駐在調整官ハ直接積地駐在調整官ニ對シ石炭ノ供給ニ付必要ナル連絡ヲ爲スコトヲ得ルコト

(四) 前號ノ場合積地駐在調整官本省ノ指示ヲ仰グコト不可能ナル場

合ハ獨斷ニテ必要ナル措置ヲ爲シ得ルコト

(五)前三號ノ場合ハ爾後速ニ本省ニ報告スルコト
(六)指定工場ニ對スル措置ニ付テハ當該工場ヲ管轄スル工務官ト密接ナル連絡ヲ執ルコト

(七)指定工場以外ノ用ニ供スル石炭ノ供給ニ付必要ナル斡旋ヲ爲スコト

(八)其ノ他輸送荷役ニ付關係方面ト連絡ノ上必要ナル措置ヲ執ルコト

第二 指定工場ノ選擇

一、非常時ニ於テ絕對ニ供給ヲ確保スペキ工場ヲ豫メ選擇シ置クコト
二、非常時ニ於テハ左ニ掲タル用途ヲ除クノ外他ノ如何ナル用途ヲ犠牲ニ供スルトモ指定工場ヘノ石炭ノ供給ヲ確保スルコト

- (1) 軍用
- (2) 船舶焚料

(iv) 鐵道用

(ii) 特殊用途向輸移出

- 三、指定工場ニ付テハ常ニ貯炭狀況日報其ノ他必要ナル資料ヲ整ヘ非常ノ場合ニ於ケル手配ヲ容易ナラシメ置クコト
- 四、非常貯炭ハ指定工場ニ對シテハ優先的ニ之ヲ供給スルコト

第三　日炭ノ非常買入

- 一、日炭ハ本省ノ指示アリタルトキ又ハ緊急已ムヲ得ズト認メタルトキハ積出港着ニテ買入レタル石炭ヲ當該生産業者ニ賣戻サズ揚地迄輸送シ其ノ儘最終納入先ニ納入シ又ハ揚地ニ於テ當該生産業者若ハ其ノ他ノ者ニ賣渡スコトヲ得ルコト
- 二、右ノ石炭ノ輸送及賣渡ニ付テハ特定ノ生産業者又ハ販賣業者ニ代行セシメ得ルコト
- 代行セシムベキ生産業者又ハ販賣業者ハ豫メ選定シ置クコト
- 代行ニ付テハ一定ノ代行料ヲ支拂フコト
- 非常買入ニ伴フ特別費用ハプール平準割當金中ヨリ支出シ得ルコト

参 考

法的切符制ヲ実施スル物資

第一 物動物資ハ原則トシテ切符制（配給指圖書制ヲ含ム）ヲ実施ス

第二 鐵鋼製品

切符制ニ依ルモノ

釘、針金、鐵線、熔接棒、硬鋼線、製線鉄螺、亞鉛鐵板、シヤベルスコツズ、磨帶鋼、ツルハシ、ハンマー、鉄螺釘、ブリキ雜品、薄板雜品、鐵製器物、代用器物、

指圖書制ニ依ルモノ

ドラム罐、五方四角罐、鑽山水一升、高壓容器、電線管、サツシユ
船用鎖、鋼、王冠等

第三 非鐵金屬製品

切符制ニ依ルモノ

アルミニウム器物、代用器物
指圖書制ニ依ルモノ

非鐵及輕金屬關係ノ板、管、線、棒、鑄物、故銅關係製品等

第四 織維製品

綜合切符制ニ依ルコト

第五

化學局關係製品（切符制）（後の物類を含む）
工業鹽、曹達灰、苛性曹達、石炭酸、タレゾール、アセトン、醋酸、
メタノール、ブチルアルコール、松脂、カーボンブラック、加里、
石綿、石綿スレート、合成染料、石鹼、蠟燭、硬化油、脂肪酸、陶
磁器及硝子製品ノ一部（生活必需品）火薬、爆薬、タンニン、膠、
テキストリン、カゼイン、機械油、燈油、ベルトワックス、ゴム製
品（地下足袋、ゴム靴、ゴムベルト等）

第六 機械製品

厳格ナル割當制度ヲ實施シ市場制ノアルモノニ付切符制ヲ採用ス

第七 燃料關係（切符制）

石炭、コークス、コーライト、煉炭、豆炭